

兵庫県公報

平成19年2月28日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○基金管理特別会計条例（財政課）	2
○土地基金条例等の一部を改正する条例（同）	3
○関連法人事業基金条例（同）	6
○財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（財産管理室）	8
○兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（防災計画課）	9
○障害者自立支援特別対策事業基金条例（障害福祉課）	10
○はばタンスポーツ基金条例（教育委員会事務局体育保健課）	11

条 例

●基金管理特別会計条例（条例第1号）

基金の有利かつ効率的な運用を図るとともに、基金を活用した事業の実施を確保するための歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、基金管理特別会計を設置することとした。

●土地基金条例等の一部を改正する条例（条例第2号）

県が設置する基金について、有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があるときは、その全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができるよう、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 土地基金条例
- 2 美術品等取得基金条例
- 3 公共施設整備基金条例
- 4 市町財政等調整基金条例
- 5 勤労者総合福祉施設整備基金条例
- 6 勤労者総合福祉施設運営基金条例
- 7 地域振興基金条例
- 8 芸術文化センター事業基金条例
- 9 芸術文化振興基金条例
- 10 明石海峡大橋関連施設整備等基金条例

●関連法人事業基金条例（条例第3号）

その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人の事業の円滑な実施を確保するため、次に掲げる基金を設置することとした。

- 1 震災記念基金
- 2 地域活性化基金
- 3 ひょうごボランティア基金
- 4 環境クリエイトセンター事業基金
- 5 環境創造基金
- 6 新産業創造事業基金
- 7 国際交流基金
- 8 緑化基金
- 9 森林整備担い手対策基金
- 10 景観基金

11 淡路花博記念事業基金

12 阪神・淡路大震災復興事業基金

◎財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

地方自治法の一部改正により、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定することができる範囲が拡大されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（条例第5号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正に伴い、防衛庁長官の字句を防衛大臣に改めることとした。

◎障害者自立支援特別対策事業基金条例（条例第6号）

障害者自立支援法の施行に伴う事業者及び障害者（障害児を含む。以下同じ。）の負担の軽減を図ることにより障害者の自立した日常生活又は社会生活に資するための事業の資金に充てるため、障害者自立支援特別対策事業基金を設置することとした。

◎はばたンスポーツ基金条例（条例第7号）

第61回国民体育大会のじぎく兵庫国体及び第6回全国障害者スポーツ大会のじぎく兵庫大会の成果を継承し、県におけるスポーツに関する競技水準を向上させ、及び県民のスポーツについての関心を深めるための事業の推進に資するため、はばたンスポーツ基金を設置することとした。

条 例

基金管理特別会計条例をここに公布する。

平成19年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

基金管理特別会計条例

（設置）

第1条 基金の有利かつ効率的な運用を図るとともに、基金を活用した事業の実施を確保するための歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この特別会計においては、その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人（以下「関連法人」という。）からの拠出金及び受託金、一般会計及び基金からの繰入金並びに附属諸収入をもってその歳入とし、基金への積立金、関連法人への交付金及び附属諸費をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 2 号

土地基金条例等の一部を改正する条例

(土地基金条例の一部改正)

第 1 条 土地基金条例（昭和44年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「最も」を削る。

第 5 条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、第 2 条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(美術品等取得基金条例の一部改正)

第 2 条 美術品等取得基金条例（昭和46年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「最も」を削る。

第 5 条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、第 2 条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(公共施設整備基金条例の一部改正)

第 3 条 公共施設整備基金条例（昭和49年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(市町財政等調整基金条例の一部改正)

第 4 条 市町財政等調整基金条例（昭和49年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「最も」を削る。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(県債管理基金への積立て)

第 6 条 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、第 2 条の規定にかかわらず、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(勤労者総合福祉施設整備基金条例の一部改正)

第5条 勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「最も」を削る。

第5条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

（勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部改正）

第6条 勤労者総合福祉施設運営基金条例（昭和56年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「最も」を削る。

第5条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

（地域振興基金条例の一部改正）

第7条 地域振興基金条例（平成2年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「最も」を削る。

第5条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

（芸術文化センター事業基金条例の一部改正）

第8条 芸術文化センター事業基金条例（平成2年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「最も」を削る。

第5条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

（芸術文化振興基金条例の一部改正）

第9条 芸術文化振興基金条例（平成2年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「最も」を削る。

第4条第2項を削る。

第5条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

（明石海峡大橋関連施設整備等基金条例の一部改正）

第10条 明石海峡大橋関連施設整備等基金条例（平成3年兵庫県条例第4号）の一部を次のように

改正する。

第3条中「最も」を削る。

第5条の見出しを「(繰替運用等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



関連法人事業基金条例をここに公布する。

平成19年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第3号

関連法人事業基金条例

(設置)

第1条 県は、その業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する別表の右欄に掲げる法人のそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の円滑な実施を確保するため、同表の左欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、別表の右欄に掲げる法人が実施するそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条、第4条関係）

基金の名称	事業の内容	法人の名称

震災記念基金	阪神・淡路大震災の教訓から得た21世紀の成熟社会における基本的な課題である安全で安心なまちづくり及び共生社会の実現に資する事業	財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構
地域活性化基金	市町の行政運営の改善及び新しい地域づくりに資する事業	財団法人兵庫県自治協会
ひょうごボランティア基金	県民ボランティア活動を促進し、地域福祉の向上に資するための事業	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
環境クリエイトセンター事業基金	廃棄物を適正に処理する施設を広域的に整備し、公害の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するための事業	財団法人兵庫県環境クリエイトセンター
環境創造基金	環境適合型社会の形成を目指して県民の日常生活及び事業者の事業活動における環境への配慮を促進する事業	財団法人ひょうご環境創造協会
新産業創造事業基金	新たな産業の創造及び産業の活性化に資する事業者の事業活動について円滑な資金供給を図るための事業	財団法人ひょうご産業活性化センター
国際交流基金	国際交流活動を促進し、県と諸外国との相互理解及び協力関係を深めるための事業	財団法人兵庫県国際交流協会
緑化基金	県土の緑化を推進するための事業	社団法人兵庫みどり公社及び財団法人兵庫県園芸・公園協会

森林整備担い手対策基金	林業労働者の安全及び健康の確保、技術及び技能の向上並びに福利厚生の充実その他の森林整備の担い手の育成を図る事業	財団法人兵庫県営林緑化労働基金
景観基金	優れた景観の創造又は保全に資する事業	財団法人兵庫県まちづくり技術センター
淡路花博記念事業基金	国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」を記念し、その理念を発信する事業	財団法人淡路花博記念事業協会
阪神・淡路大震災復興事業基金	阪神・淡路大震災からの復興事業	財団法人阪神・淡路大震災復興基金

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月28日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第4号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年兵庫県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第238条の4第2項」を「第238条の4第2項から第5項まで」に改め、「である土地」を削り、「これに地上権」を「行政財産である土地に地上権若しくは地役権」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日から施行する。

兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 5 号

兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例（平成17年兵庫県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



障害者自立支援特別対策事業基金条例をここに公布する。

平成19年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第6号

障害者自立支援特別対策事業基金条例

(設置)

第1条 県は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴う事業者及び障害者（障害児を含む。以下同じ。）の負担の軽減を図ることにより障害者の自立した日常生活又は社会生活に資するための事業（以下「障害者自立支援特別対策事業」という。）の資金に充てるため、障害者自立支援特別対策事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、障害者自立支援特別対策事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。
- ~~~~~

はばタンスポーツ基金条例をここに公布する。

平成19年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第7号

はばタンスポーツ基金条例

(設置)

第1条 県は、第61回国民体育大会のじぎく兵庫国体及び第6回全国障害者スポーツ大会のじぎく兵庫大会の成果を継承し、県におけるスポーツに関する競技水準を向上させ、及び県民のスポーツについての関心を深めるための事業（以下「はばタンスポーツ振興事業」という。）の推進に資するため、はばタンスポーツ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、はばタンスポーツ振興事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。